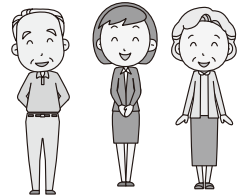




# 暮らしと財産を守る 成年後見支援センター



社会福祉協議会内に設置している成年後見支援センターをご存知ですか。認知症や障がいなどで、判断能力が十分でない人の暮らしと財産を守る成年後見制度の活動や相談を受け付けています。

《詳細》高齢福祉課  
☎25-2872



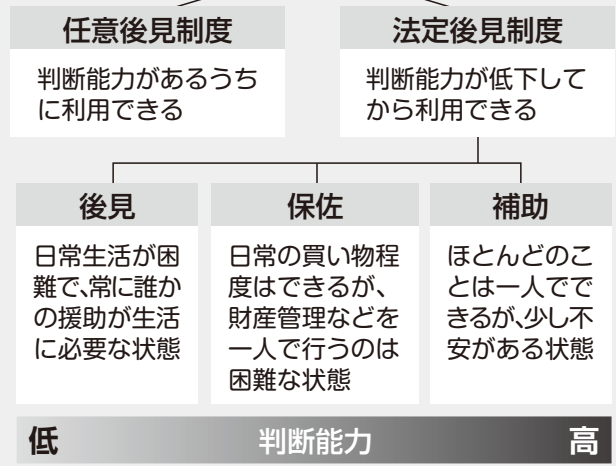
## Q 成年後見制度ってなに？

**A** 認知症や知的・精神障がいにより判断能力が不十分な人が、そのことによって不利益を被らないようにするための制度です。

家庭裁判所が決めた「成年後見人」が、その人本人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら、その人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることにより、保護・支援します。

※食事の世話や実際の介護は、一般的に成年後見人の仕事ではありません。

## 成年後見制度



## Q どんな活動をしているの？

**A** 親族以外の市民による「市民後見人」を養成するための講座を開催しています。また、町内会などの団体に対して、制度の内容や利用方法に関する講習会・勉強会を開催しています。必要に応じて職員が出向きますので、内容や時間など、気軽にご相談ください。



### 講習テーマの一例

- お金・財産を守る  
お手伝いのしくみ  
～本人に代わって成年後見制度～
- 親亡きあとを解決  
子どもの心配ごと  
～お金と財産を守る成年後見制度～  
など



## Q どんなことを相談できるの？

**A** 成年後見制度の利用に限らず、認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利擁護全般に関すること、生活の困りごとの相談を常時受け付けています。

例えば、このような不安があるときに



頼れる身寄りがなく、お金の管理や契約に心配がある



離れて暮らす高齢の家族が、悪質な訪問販売の被害に遭った



親が亡くなったあとの、障がいがある子どもの暮らしが心配など

成年後見支援センターでは、  
経験豊かな社会福祉士が無料で相談に応じます。  
相談受付 月～土曜日（祝日を除く）9:00～17:00  
《詳細》成年後見支援センター（社会福祉協議会内）  
☎83-5062